

衆議院議長

様

選択的夫婦別姓制度導入の民法改正を求める請願

〔請願要旨〕

1996年2月、法制審議会が選択的夫婦別姓制度導入を盛り込んだ民法改正の法律案要綱を答申しましたが、いまだに実現していません。法制審から答申されたにもかかわらず立法化されていないのは、この民法改正だけとなっています。今では、法で夫婦同姓を義務付けている国は日本のほかには見当たりません。

この間、家族の多様化は進み、結婚による改姓の煩雑さや不都合などから、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択する人も少なくありません。夫婦で違う姓を名乗ることも珍しいことではなくなり、選択的夫婦別姓制度に賛成する人は年々増加しています。

2012年に公表された政府の「家族の法制に関する世論調査」では、男女とも60歳未満の全ての年代で、選択的夫婦別姓に賛成する人が反対する人を上回りました。また、2014年に公表された第5回全国家庭動向調査でも、既婚女性の41%が「夫、妻ともに同姓である必要はなく、別姓であってもよい」に賛成し、40代では過半数を占めました。さらに、女性差別撤廃委員会をはじめ国連の主な人権委員会は、日本政府に対し民法改正を行うよう勧告しています。

私たちは、民法改正法案が国会に提出され、1日も早く実現するよう以下について要望いたします。

〔請願項目〕

1. 選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を行うこと

氏名	住所

【取扱団体】 NPO法人 mネット・民法改正情報ネットワーク
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-6-22-304 ☎03-3568-3077

参議院議長

様

選択的夫婦別姓制度導入の民法改正を求める請願

〔請願要旨〕

1996年2月、法制審議会が選択的夫婦別姓制度導入を盛り込んだ民法改正の法律案要綱を答申しましたが、いまだに実現していません。法制審から答申されたにもかかわらず立法化されていないのは、この民法改正だけとなっています。今では、法で夫婦同姓を義務付けている国は日本のほかには見当たりません。

この間、家族の多様化は進み、結婚による改姓の煩雑さや不都合などから、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択する人も少なくありません。夫婦で違う姓を名乗ることも珍しいことではなくなり、選択的夫婦別姓制度に賛成する人は年々増加しています。

2012年に公表された政府の「家族の法制に関する世論調査」では、男女とも60歳未満の全ての年代で、選択的夫婦別姓に賛成する人が反対する人を上回りました。また、2014年に公表された第5回全国家庭動向調査でも、既婚女性の41%が「夫、妻ともに同姓である必要はなく、別姓であってもよい」に賛成し、40代では過半数を占めました。さらに、女性差別撤廃委員会をはじめ国連の主な人権委員会は、日本政府に対し民法改正を行うよう勧告しています。

私たちは、民法改正法案が国会に提出され、1日も早く実現するよう以下について要望いたします。

〔請願項目〕

1. 選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を行うこと

氏 名	住 所

【取扱団体】 NPO法人 mネット・民法改正情報ネットワーク
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-6-22-304 ☎03-3568-3077